

奈良の夢を応援する「LOVE! NARA!」
発起人代表 5 *SEASON 大八木恵子様

奈良市長 仲川 げん



要望書に対する回答について

平成22年7月23日付でいただいた要望書に対し、下記の通り回答いたします。

記

1. 近鉄奈良駅前行基広場の大屋根建設について、奈良県から打診はあったか。あったなら、いつ、どこで、だれから、どんな内容であったのか。
(答) 本年1月19日、県土木部道路・交通環境課職員から、観光経済部観光戦略室観光交流課に対し概要の説明がありました。また、2月2日に県土木部から市長に対し、近鉄奈良駅周辺の一体的整備の一環として、行基広場の大屋根建設について概要の説明があり、県が建設の方向で検討することに否定はできないので、奈良市の玄関口にふさわしい景観にマッチしたデザインにしてほしい旨の要望を伝えました。
2. 近鉄奈良駅前行基広場の大屋根建設について、市として検討する機会はあったのか。
(答) 市として検討する機会はありませんでした。
3. 近鉄奈良駅前行基広場の大屋根建設について、奈良県と正式に相談する機会はあったのか。あったなら、いつ、どこで、どんな内容であったのか。
(答) 4月に建築指導課、5月に景観課へそれぞれ法令や条例等に関する相談がありました。
4. 近鉄奈良駅前行基広場の大屋根建設について、承諾をしたのか。したとすれば、いつしたのか。
(答) 奈良市は、昭和44年近畿日本鉄道株式会社と取り交わした「鉄道用地の一部使用承認について」に基づき近鉄奈良駅前行基広場の管理を行ってきました。1でお答えしたとおり、土地所有者である近鉄が県に対し大屋根の建設を承諾すれば、本市としては建築物について法令や条例上の助言はできますが、建設についての可否の判断はできません。
5. 市民から、大屋根建設の要望はあったのか。あったとすれば、いつ、だれから、どのような要望が、どこに対して、どのような形式であったのか。
(答) 市としては、市民から大屋根建設の要望は、聞いておりません。
6. 奈良市としては、大屋根建設の是非と必要性をどう考えるのか。
(答) 県が、建設計画を見直し、幅広く意見を聴取しようとされており、開かれた議論によって素晴らしい奈良市の玄関口となることを期待します。

7. 奈良市としては、県が提案した大屋根のデザインをどう考えるのか。
- ・ 世界遺産を抱える古都・奈良にふさわしい設計であるかは、検討されたのか。
 - ・ 市民にとっての価値は、検討されたのか。
 - ・ 周囲の景観との調和を、どのように考えているのか。

(答) 今回の提案内容は、概要説明の時のデザインと異なっているため、検討する機会もありませんでした。また、要望書に添付されている意見にもあるように、人によってはそれぞれ価値判断が異なっています。奈良市としては、県から相談があれば法令や条例等に基づく助言を行うこととなります。

8. 予定工事費に1億7千8百万円が計上されているが、本工事及び付帯する工事などで、市の負担分はあるのか。

(答) 市の負担分はありません。

9. 近鉄所有の土地であり、奈良市観光交流課の管理下の行基広場の大屋根を、なぜ県が建設するのか。

(答) 県の近鉄奈良駅周辺の一体的整備の一環として行われるものであり、4でお答えしたとおりです。

10. 近鉄との話し合いはあったのか。あったとすれば、いつ、どこで、どのような形であったのか。

(答) 本市と近鉄との話し合いは、ありませんでした。

11. 当該建設計画を、入札公示以前に、市民が知る機会があったのか。あったとすれば、いつ、どこで、どのような形でなされたのか。

(答) 県にお尋ねいただきたいと存じます。

12. 市民が知る機会がなかったとすれば、なぜ知らせなかったのか。

(答) 県の施工であり、市としては概要の説明を受けただけで、実施時期も不明であったため、特に何も行っておりません。

13. 市民に広く意見を求める意志はなかったのか。

(答) 12でお答えしたとおりです。

14. 今後、市としては、大屋根建設計画はどのように展開する予定なのか。

(答) 県から相談があれば、県の動向を見極めながら、法令、条例等に基づき助言を行います。

15. 県に当該計画の白紙撤回を求め、大屋根の是非も含めて、市民と共に新計画を考えていく予定はあるのか。

(答) 4及び6で回答したとおりです。